

中野区教育委員会会議録 平成20年第20回定例会

○開会日 平成20年11月28日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 10時59分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	齋 藤 皓 一

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
教育長	菅 野 泰 一

○傍聴者数 6人

[報告事項]

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

・ 11/27 平成20年度小学校連合音楽会について

- ・ 11 / 22 中野本郷小学校80周年記念式典・祝賀会について
- ・ 11 / 27 中野区医師会アレルギー講演会について
- ・ 11 / 21 東京都中学校長会研究大会について
- ・ 11 / 22 中野区体育協会創立60周年記念式典・祝賀会について
- ・ 中野区議会第4回定例会について

(2) 事務局報告事項

- ①学校統合委員会の検討状況について(学校再編担当)
- ②平成20年度学校における外部評価の実施について(案)(指導室長)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第20回定例会を開会いたします。

本日の出席状況は、倉光中央図書館長が所用のため、おくれて出席の予定です。

本日の会議録署名委員は、教育長にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<報告事項>

高木委員長

本日は、議決案件がございませんので、初めに、報告事項です。

<委員長、委員、教育長報告事項>

高木委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私から。

11月27日木曜日、昨日なのですが、平成20年度中野区立小学校連合音楽会・午前の部に出席いたしました。ことしは、南部12校の連合音楽会で、午前の部は塔山小学校、谷戸小学校、中野本郷小学校、多田小学校、桃園第二小学校、中野神明小学校の6校の、学校によっては4年生、5年生の合唱・合奏を聞きました。皆さん大変元気に、上手に演奏をしました。あと、休憩の後に職員合奏というのがありまして、区内の音楽の先生が全員集まって「もみじ」をやったのですが、物すごく上手でした。音が完璧に重なって、ハーモニーを奏でて、すごいなという感想を持ちました。

私からは以上でございます。

大島委員

私は、11月22日に中野区立中野本郷小学校の開校80周年の記念式典に出てまいりました。その出し物の中で、5年生は太鼓の演奏、6年生が学校の歴史をせりふ劇で紹介するというのと歌をやってくれたのです。それでちょっとびっくりしたのですが、その6年生の歌の中で、第一校歌というのが披露されました。昔、何と西条八十作詞、中山晋平作曲という校歌があったそうで、今の校歌とは違う第一校歌というのを初めて聞きました。もちろん、文語体ですのでちょっと古めかしい感じがします。今の新しい校歌をつくるのは必要だったのだらうと思うのですが、格調が高くて、大変身が引き締まるような歌詞だし、メロディーもとてもきれいで、すごくいい校歌だなと思いました。何といても、そういう大家の先生、一流の先生が中野本郷小学校の校歌をつくってくださっていたということは非常にびっくりしまして、大変感激いたしました。

それから、きのう27日、今、高木委員長のほうからご紹介がありました連合音楽会の午後の部に私は出席いたしました。午後は、新山小学校、中野昭和小学校、東中野小学校、向台小学校、桃園小学校、桃花小学校ということなのですが、大体の学校は出演するのは5年生とか、4・5年生というところが多かったのですが、東中野小学校だけは全学年、全児童出演ということで、124名全員が舞台上に立ちました。124名そろいますと、なかなか壮観でございました。みんなおそろいの深緑のベレー帽と緑のスカーフをしまして、かわいらしい感じの服装でございました。1年生がメロディーを歌って、高学年のほうにそれに伴奏的な裏のほうの合唱をつけるとか、そういう感じで、全部の学年でやるというほほ笑ましさも感じまして、大変よかったです。もちろん、ほかの学校の合唱・合奏ともそれぞれすごくよく練習されていて、とても上手でした。大変楽しませていただきました。

私からは以上です。

山田委員

私は、昨日ですが、中野区の医師会でアレルギーに関しての講演会がありましたので、出席をいたしました。アレルギーの児童・生徒がふえているということは何回かお話ししたかと思うのですが、口腔アレルギー症候群という名前が最近私たちの分野では多少トピックスなのです。例えば、リンゴを食べて口の中がせかせかするとか、トマトを食べてとか。それから、学校の現場で、給食で比較的多いのは、キウイフルーツを食べてというのがあるのですね。どうしてそんなことが起きるのだらうということで、きのうご講演いただいたのですが、最近のお話では、花粉症などのひどい児童とか、成人も含めてですが、あと、アトピー性皮膚炎がひどい、要するに体の中のアレルギーがひどい場合に、その花粉の中のあるたんぱくと食べるものの中のたんぱくがどうも交差反応を起こして起きるらしいということがだんだんわかってきているのですね。ただ、リンゴを生で食べると口の中がせかせかするのですが、煮たリンゴとか、ジャムでは起きな

い。これは、加熱するとそのたんぱくが分解されてしまって、免疫として獲得しないということがあるのですね。ただ、きのうの先生は、若い女性で今問題なのは、豆乳を食べるとだめだと。大豆は大丈夫なのだけれども豆乳はだめだと。生成過程で豆乳をつくる時にはそれほど加熱処理をしていないこともあるという話なので、熱処理によって分解されてしまうものもあるし、そうでないものもあるということなので、今後、学校給食の中でいろいろと児童・生徒の個別の対応が出てくると思うので、そういった意味では、十分な聞き取りをして、必要に応じて検査等は必要だと思うのですけれども、そういった中で個別の対応が必要なのかなということが結論でございまして、給食などの対応についていろいろと勉強になったなという講演会でございました。

私からは以上でございます。

飛鳥馬委員

特にございません。

教育長

第4回定例会が開会されております。27日、きのうから本会議がありまして、今、一般質問が行われているところですが、内容につきましては、また来週まとめてご報告させていただきます。

それから、幾つか行事等がございましたので、ご報告いたします。

11月21日ですけれども、東京都中学校校長会研究大会というのがなかのZEROの大ホールで開かれました。そこで研究発表をされたわけですが、これは東京都の公立中学校の校長先生たちが自主的に研究会をつくって、そこで年に1回、活動報告、研究発表するというようなことで、全員集まるのだということで大ホールでやっているのですけれども、全員ではないですが、かなり大勢の校長先生方がお見えになっておりました。これについては、ずっと続けているということで、お忙しい中でさまざまな課題についてそれぞれに取り組んでいるということでありました。

それから、22日ですけれども、中野本郷小学校の80周年の式典、祝賀会に出席させていただきました。式典につきましては、大島委員からご報告があったとおりでございますけれども、私は祝賀会のほうにも出ましたので、ご報告させていただきます。

祝賀会では、最初に、十中が和太鼓を演奏いたしまして、原校長先生が先頭に立ってやっていたのですが、本郷小学校の地元であります二中の副校長のときに始めたということもあって、そういう縁でやらせてもらっているというようなお話でございました。

それから、本郷小学校の祝賀会の中ではいろいろ催し物等があったわけですが、その中では、PTAのコーラスとか、さまざまございまして、先ほどございましたように、これからの展望につきましても、あそこの学校は自然教材園という立派な施設がございまして、そういったものを活用しながら地域の中でずっとやっていきたいというようなお話がいろいろな人からございました。

それから、当日 22 日の夜 6 時からですけれども、中野区体育協会 60 周年の祝賀会がありまして、出席させていただきました。体育協会は昭和 23 年に成立して、それ以降、団体数とか加盟数、会員数などをふやして今日に至っているわけですけれども、その間につきましてのさまざまな活動内容についても報告されました。あと、今回記念誌をつくるということで、配付される予定でございます。

私からは以上であります。

高木委員長

それでは、それぞれの委員からの報告につきまして、何かご質問、ご発言がありますでしょうか。

山田委員の発言の中で、アレルギーの件が出たと思うのですが、現状で、特に小学校ですか、児童のアレルギーの把握というのはどういうふうになっていきますでしょうか。私、ちょっと覚えていないので。

学校教育担当課長

事前に保護者の方から申し出をいただいて。

高木委員長

入学のとき、何かアンケートみたいなのをたしか書いたような、書かないような記憶があったのですが。

学校教育担当課長

そうですね。入学のときにアンケートを書いていたので、除去食というのが中心ですけれども、さまざまなアレルギーの種類がございますので、取り分けてやっているということですね。

高木委員長

山田委員のご発言で、私も花粉症なのですが、花粉症って結構、ある日突然なるのですよね。ですから、6 年間のタームの中で、子どもだと、入学の段階ではアレルギーがなかったけれども、成長中、在学中にというケースがあると思うのですが、そういう場合は特に任意に保護者から申し出がないとちょっと把握は難しいですかね。

学校教育担当課長

そうですね。そういう場合は、保護者の方から申し出ていただいていますので、全部に調査するという事はないですね。

山田委員

アレルギーの子どもへの対応はなかなか難しい面もあるのですけれども、例えば保育園などで入園するときに、お母様とかお父様から「どうも卵が」とか「牛乳が」といったときには、かかりつけ医のほうで十分聞き取りまして、検査などをして、例えば卵でも、ピュアな卵がだめなのか、加熱したのは大丈夫なのか、そこまで聞き取って、段階別に指示書を出しております。それで、半年に 1 回ずつ、もう一度検査をするなり聞き取って、それ

を更新して行って、それが小学校の入学のときにつながって、保護者の方から学校に申し出が出る。そのときに、必要に応じて学校医のほうでそれはチェックしまして、除去食の指示、もしくは代替食ができれば代替食の指示をするということが行われております。それはまた、移動教室の際にも生かされております。ことしの例などでは、この子はそばがだめだということになりますと、移動教室中のメニューがありますので、その中で、これはそばが少し入っているのでやめてくださいとかいう話をするというような対応をしています。

ただ、ご指摘のように、年の途中から出た場合には、恐らく保護者の方から学校に申し出があって、必要に応じてかかりつけの先生とか、学校医のほうがきちんと対応していくというようなことがとられておりますけれども、最近問題になっているのは、運動誘発性のぜんそくとかというのがあるのですね。怖いのは、先ほどの話もそうなのですが、まだそんなに事例はないのですが、給食で少しリンゴを食べて、何となくのどがかゆかったぐらいで終わったのですが、その後、体育をして汗をかくようなことをやったら、それがもとでアナフィラキシーのような症状が出てしまうことがまれにあるのですね。そういったことの対応をしなければいけないのかなというのがこれからの課題ではないかなと思っています。

飛鳥馬委員

ついでなので、ちょっと体験をお話すると、アレルギーの子に対して完璧な対応をするのは難しいところがあるのですね。私の経験したのは、中3で修学旅行に連れて行って、お寺さんへ行って、夜、抹茶を飲むと。そのときにまんじゅうが出たのですが、そばまんじゅうだったのです。ただ、本人も私たちも全然気がつかなかったのは、小学校の低学年のときアレルギーがあったけれども、それ以来全然出ていないのです。中学校でも1回もないわけです。本人も忘れていたわけです。親御さんも忘れていた。そのおまんじゅうもどういうものだったかちょっとわからなかったというので、アレルギーが出てしまったことがあります。お医者さんに連れて行って、次の日1日休ませておきましたけれども、完璧に対応するというのはなかなか難しいのですね。本人も親御さんも忘れたところにいきなりそういうことがあるので。そういう経験があります。

山田委員

そばですとか、ピーナッツとかというのは、医学的にはタイプIというアレルギーで、これはかなり即時型。恐らく、食してほんの数十分とかの間にじんましんが起きるとか、ひどい場合には気道の閉塞などが来て、いわゆるアナフィラキシーということが起きてくるのですね。そういったことの対応のために、前回ちょっとお話ししましたが、今、アドレナリンという注射液が入ったエピペンというものの所持ができるようになっていて、そういったものを処方しているドクターもいますし、もしかしたら、それを学校のほうに持ってきている児童もいると思うのですね。そういったことで、アナフィラキシーという

のは一瞬のことで非常に心配な即時型の反応なのですが、先ほどお話しした口腔アレルギー症候群というのはタイプ II というので、症状は比較的マイルドなのです。ですから、なるたけとらないということも大切です、必要に応じて、抗アレルギー剤を服用していくことで発症予防もできるということなのですが、先ほどちょっと言いました、食べ物を食べて運動してから出るということについてのメカニズムが、もう少し時間がたたないとわからないので、その辺はちょっと気をつけて対応していかなければならないなと思っております。そうしませんと、5時間目の体育がなかなか厳しいということになり、それは大変なことなので、そういうことを我々としては心配しております。

高木委員長

ほかにご質問、ご発言ありますでしょうか。

特にないので、事務局報告に移ります。

<事務局報告事項>

高木委員長

まず、「学校統合委員会の検討状況について」、報告をお願いします。

学校再編担当課長

それでは、「学校統合委員会の検討状況について」、お手元の資料に基づいてご報告させていただきます。

まず、資料の1ページ目の1「中野昭和小学校・東中野小学校統合委員会」でございます。(1)「統合新校の学校指定品等について」ということです。これにつきましては、統合委員会におきまして、白桜小学校の学校指定品等につきましては中野昭和小学校と東中野小学校とで協議して品目やデザインなどを決めることとしたということになっております。具体的な品目としましては、幾つかございますが、代表的なものは、通学帽子ですとか、体育着、水泳帽などということになっております。

それから、次、(2)「統合新校の校章及び校旗について」ということです。校章につきましては、こちらの図としてお示ししているものでございます。また、校旗につきましては、この校章を使用しまして、校旗の地の色は濃い紫色にすることによって意見がまとまってございます。

それから、(3)「統合新校の校歌について」ということでございます。こちらにつきましては、校歌の作詞・作曲を作曲家であり、音楽評論家である服部公一さんという方に依頼することといたしました。現在制作中ということで、来年年明け1月いっぱいぐらいをめどに制作していただいているというところでございます。

引き続きまして、2「第一中学校・中野富士見中学校統合委員会」でございます。(1)「統合新校の学校指定品等について」ということで、これにつきましては、標準服や体操着など、南中野中学校の学校指定品等について意見を取りまとめたところでございます。特に標準服につきましては、両校及びそれぞれの中学校の通学区域内の小学校の保護者の

方を中心として、標準服を検討する部会をつくって何度か検討していただきました。その中で幾つか出た意見を、関係する小学校・中学校で見本を展示して、お子さん・保護者の方の意見を聞いて決まってきたというものでございます。

それから、次、2ページをごらんください。(2)「統合新校の校章及び校旗について」ということです。校章につきましては、こちらにお示した図案のとおり意見がまとまってございます。校旗につきましては、この校章を使用しまして、地の色は青を基本としたものにするということで意見がまとまってございます。

次に、(3)「統合新校の校歌について」ということで、南中野中学校の校歌につきましては、作詞を作家の林望さん、作曲を作曲家の佐藤眞さんをお願いして、既にでき上がってきたというところでございます。

以上、二つの統合委員会につきましては、協議すべき事項についてはほぼ意見がまとまりまして、来年2月に最終の会議を開催して終了する予定でございます。

それから、その次の3「野方小学校・沼袋小学校統合委員会」でございます。こちらにつきましては、「統合新校の校舎建設について」ということで、区の方針を説明してございます。これにつきましては、7月に当委員会でご報告した内容と同じ内容でございまして、平成23年4月に現野方小の位置で統合し、その後、近くにあります法務省矯正研修所が移転を予定しておりますので、その移転跡地に新校舎を建設して、そちらに移転するという区の方針を説明したというところでございます。

ご報告は以上でございます。

高木委員長

ご質問がありましたら、お願いします。

飛鳥馬委員

子どもたちが使う指定品ということですのでけれども、体操着とか水泳帽とかという話がありました。標準服等もあるかなと思います。わからないかもしれませんが、中野区の小・中学校の場合には、どういう業者さんに頼んでいらっしゃるかというのがわかるかどうか。わかる範囲でいいのですが。地域の洋品屋さんとかに頼んでいらっしゃるのか。あるいは、最近、スポーツのメーカーさんとかが直接来たりすることがありますので、非常に難しい対応があるのですが、何年も地元で洋品屋さんをやっている、深いつながりがあってずっとやっているというところもあるし、こういう時代ですので、安い業者が全然関係ない中野区以外から入ってきたりという、そういうのがありますので、何かわかっていることがあったらちょっとお知らせください。

学校再編担当課長

学校指定品の取り扱い業者は、それぞれの学校によっていろいろ違うところですが、一般的に、保護者の方、お子さんがお住まいのところに近いところで入手できたりですとか、中学校の標準服等ですと、補修等がございまして、そういったことで便利な

ようにということでそれぞれ学校で考えて、ある程度近くにあるところを取り扱い業者として案内しているというふうに聞いてございます。

大島委員

その指定品なのですけれども、今回の場合、区で一部補助するとか、物を支給するとか、そういう部分というのはあるのですか。

学校再編担当課長

まず、白桜小学校につきましては、一応、現在の両校の在校生で白桜小学校に通われるお子さん方に体育着と水泳帽、それから通学帽子—現在は、東中野小学校でのみ指定しているものなのですが、白桜小学校で新たに指定いたしますので、それについても支給するという事になっております。これにつきましては、安全対策ということもありますので、新たに作るということで、帽子に反射材をつけた形のものをつくるということで、今、両校で考えてもらっているところでございます。

それから、中学校につきましては、先ほど申し上げました標準服というものを新たに制定いたします。標準服と体操着でございますが、そういったものを、新校のほうで子どもたちの一体感を醸成するというような意味合いもございまして、在校生については支給するという事で考えてございます。

高木委員長

よろしいでしょうか。

続きまして、「平成 20 年度学校における外部評価の実施について」、説明をお願いします。

指導室長

平成 20 年度の学校における外部評価の実施についてということでご報告を申し上げます。

学校長等を中心とします外部評価委員会の検討結果をもとに、今回は、実施の中身については例年のような形でということでご報告申し上げたいというふうに思います。

外部評価の趣旨といたしましては、1に書かれてございますように、学校の教育活動の充実・改善を図るためにご意見をいただくということでございます。実際には、保護者と学校評議員の方々からご意見をいただいている状況でございます。ですので、これに関しましては、学校関係者による学校評価ということでご意見をいただくという形をとってございます。

実施方法でございますが、教育委員会が設定します共通評価項目、別紙に書いてございますけれども、それを必ず、幼・小・中ととっていただく。そして、この部分については教育委員会のほうに報告をいただく。さらに学校は、各学校が独自に設定する評価項目を加えると同時に、自由記述欄についても、昨年度のものから付加しまして、必ずやっていたきまして、実施していただく方法をとっております。

評価の方法については、4段階ということで、「十分」「まあ十分」「やや不十分」「不十分」、そして「答えられない・分からない」という五つの選択肢を入れまして、一つを選択する方法であるということ。そして、学校から各家庭や学校評議員の方々に評価用紙を配付して実施するアンケート形式の形になっているということでございます。学校としては、必要と認める場合以外は、原則として無記名でお願いしているところでございます。

実施期間は、12月から来年2月までを目途にしております。

そして、結果の処理につきましては、例年のように、各学校においては評価結果を「学校だより」やホームページを活用して保護者に周知するとともに、各学校の内部評価の結果とともに学校評議員に報告しまして、さらに意見をいただく、この部分が若干変わっている部分でございます。各学校は、その共通項目については、先ほどもお話ししましたように、集計結果を教育委員会に提出してもらいます。そして、教育委員会は、共通項目について評価結果を集約して分析した上で、「教育だより」やホームページを活用して公表するという形をとっております。

変更点についてちょっと重点的にお話をしたいというふうに思います。今も触れましたが、1点目は、今の2の(3)に書かれておりますように、実施期間でございます。ことしは保護者のほうの実施期間を12月から1月までをお願いし、学校評議員のほうは12月から2月までをお願いするというふうに実施期間をずらしております。そして、今までは1月までだったものを1カ月ぐらい実施期間を延長いたしました。このことによりまして、保護者の方と学校評議員に対して同時に回答を依頼するのではなく、まず、保護者の方からいただいた評価を学校評議員の方にも提示しまして、さらに各学校の内部の評価の実施ができておりましたら、それをあわせて説明した上で、学校評議員による評価をしていただくというようなことが可能になるように設定をしております。それが大きく変わった一つ目でございます。

そして、評価項目でございますが、2枚目以降の別紙のところをごらんいただければというふうに思います。1ページと書かれているのが小学校保護者用でございますが、22番に、2学期制が完全実施になりましたので、小学校においては2学期制に関する項目を追加いたしました。1ページの22番が小学校の保護者用でございますが、4ページの小学校の学校評議員用の17番に、同じように、2学期制に関する評価項目を追加いたしました。

二つ目でございますが、文言の整理にかかわる部分です。「学校の教職員」という表現と「教職員は」という表現と「学校は」という表現といろいろございましたので、これに関して整理をいたしました。1ページの小学校の保護者で見いただきますと、14番は、左側の昨年度までですと、「学校の教職員は、地域・保護者等の協力を得ながら子どもを教育している」というところなのですけれども、それを「学校は」ということで、「教職員」だけではなくてということでの修正を図ったり、19番、「学校の教職員は、来校時や電話な

どの際には、親切・丁寧に対応している」という部分については、「教職員は」ということで文言修正を図ったということでございます。

そして、全校種におきまして、学校や園の教育方針等を学校評議員へ説明することに関する項目を追加いたしました。4ページをごらんいただければというふうに思います。

これは、小学校の学校評議員用でございますけれども、そのナンバー2は「学校は、教育目標や経営方針を保護者や地域にわかりやすく伝えている」という表現でございましたが、学校評議員の方には、保護者にわかりやすく説明しているかどうかというのがなかなか評価しにくいということございましたので、「学校評議員へわかりやすく説明している」という言葉に直しまして、小学校も、中学校も、幼稚園についてもこれを入れたところでございます。

あとは、必要に応じまして、ちょっと文言修正を図ったということで、共通項目に関しましては変更いたしました。大きく分けますと、変更点は2点でございます。回収期日ですとかの変更と、評価項目の文言の修正ということでございます。

以上のように、今年度の学校評価の中の学校関係者による学校評価についてご報告申し上げます。

以上でございます。

高木委員長

質問がありましたら、お願いします。

大島委員

確認なのですが、この2ページ以降についている評価項目の変更点についてなのですが、これはもちろん教育委員会が設定する共通評価項目ということについての変更点であって、そのほかに各学校がまた独自に設定する評価項目というのがつけ加わるということなのでしょうか。

指導室長

そのとおりでございます。学校関係者による評価というのは、教育委員会の共通項目とそれぞれの学校が、これはことしの取り組みで評価していただきたいというものを付加しまして、さらに自由記述欄をつけて保護者や評議員の方をお願いをしているということになってございます。

大島委員

そうしますと、各学校での評価項目については、その文言や何かは特に教育委員会のほうで事前にチェックとかはしないで、それは学校に任されているということですか。

指導室長

はい、そのとおりでございます。各学校のものについては各学校にお任せをし、私どものほうへも集計としては上がってこない形をとっております。

山田委員

変更点の中で、実施期間が保護者と評議員とがずれているということと、保護者の意見が学校評議員に提示できるようにというご説明があったのですが、それは、共通評価項目だけについてのことですか。それとも、②、③についても、そういったことで学校評議員にも提示できるようにするというのでしょうか。

指導室長

今、新しいといえますか、今後の学校評価のあり方について検討もあわせて始めておりまして、ご存じのように、学校関係者評価という位置づけ、いわゆる外部評価という位置づけは、国のほうの方針からいっても変える時期にきていることもありまして、学校関係者の評価をいただきっぱなしにするということは今後ちょっと課題があるだろうということで、今年度からそれをまたお戻しして、評価をフィードバックしてという、そういうサイクルがとれるように、既にそういうところを導入している学校もあるのですが、とれるようなということでこのような方式をとりました。あわせて、今お話のように、学校がほかの項目でやったものを提示し、自由記述欄も提示し、さらには教員自身もやる評価がございますので、学校によってはそれ自身も提示して意見をいただくという機会にもなるかなというふうに考えております。

高木委員長

今、指導室長からご説明がありましたけれども、学校関係者による学校評価は外部評価ではないという方向にそろそろ持っていけないとまずいかなと。こういう方針が文科省から出されてもうかれこれ2年ぐらいたちますので、なかなか難しいとは思いますが、今現在、私は財団法人短期大学基準協会の第三者評価委員会の委員をやっているのですが、「外部評価」という言葉を文科省なり、学校評価をやっている人が使った場合は、評価基準に対する客観評価を指すのが基本なのですね。それは、学校が自分でつくった自己点検・評価、セルフスタディをベースにして、それに対して客観基準をもって達成できたかどうかを後からも見ていくというのが基本なので、もちろん、保護者や学校評議員による主観評価もすごく大切なのですが、それをもって学校評価をしてしまうとちょっと違ってくる。

特に自分は教育委員になる前に学校評議員をやっていたのですが、例えば4ページの小学校などでいいますと、「学校は、思いやりや優しい心を育てている」、確かに重要なのです。でも、これを判断しろと言われても、すごく主観的に、現在でも、学校評議員はやっていませんが、保護者で、普通の保護者よりは学校に行く機会が多い。先生方と接する機会も多いのですが、これは、どれが丸というのはなかなか難しい。保護者が学校に対してどう思っているというのはすごく大切なのですが、これをもって外部評価してしまうのは、今後の中野の学校をよくしていくためには基準として使いづらいので、私は、もうちょっと項目は整理しても、将来的には、ことしは一応チームの中でこういう調査はある程度継続性をもってやっていかないと経年期間ができませんのでいいと思うので

すが、ぼちぼち客観的に保護者がどう評価しているのかを見るのが重要なところと、やはりきちっとした評価基準をもって学校が自分で設定した目標が達成できているかどうかをやる部分、これを分けていく必要があるなというのを強く感じますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

指導室長

先ほどお話ししました学校評価の検討委員会を行ってございまして、今何をしているかという、その学校の内部の評価、それから外部の評価もあわせて、学校評価を今後どう考えていったらいいかということで検討してございまして、その結果を報告させていただいて、またご討議いただければというふうに考えております。後日そのようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

大島委員

言葉の問題なのですが、今、高木委員も言われたのですが、「外部評価」という言葉なのです。例えば、区政についての外部評価などというのがこれとは全然別にあると思うのです。区の行政にかかわっていない人、区の職員とか、全く関係ないような人が区の行政について評価するという制度があるかと思うのです。この場合、外部評価という言葉を知ると、全く学校と関係していない人たち、保護者でも評議員でも教職員でもない人がやるというイメージが言葉から浮かぶと思うのです。ただ、ここで言っているのはそうではないので、関係者による評価なので、「外部評価」という言葉をどうして使うようになったのかなというのはちょっと疑問に思ったのですが、どうですか。

指導室長

外部評価の定義も、今までにいろいろ変わってきてございまして、今使っているものに関しては、ちょっと古い定義になってございまして。当初、こういう感覚が、もともと内部評価というのは学校の中で、関係する教職員の中で完結しているものでございまして、そのほかという意味で「外部評価」と使ってございしましたが、今、そういう過渡期といえますか、中野区としては過渡期に入っているということで、今改めて国のほうは外部評価は外部評価で規定をしておりますし、私どもが今まで言ってございまして保護者や評議員の評価はいわゆる学校関係者による学校評価という形に変わってきてございまして。中野区としては、今後そこをどうしていくかということで検討に入っているというところでございます。

高木委員長

もともとは文部科学省も、これで、学校評議員や保護者の調査で外部評価でいいと言っていたのですが、保護者は外部ではないでしょうという素朴かつ本質を突いた意見がありまして、文科省のほうでも、これは外部ではなくて学校関係者というふうに最近改めたところなんです。

飛鳥馬委員

この評価の問題を話すと、いろいろ課題が多いし、長くなると思うのですが、私が考え

ているのは、評価は、どういう子どもを育てるのかという目当てがあって、それで評価をしていかないとうまくいかないのかなという気がするのですね。

といいますのは、例えば、私も現場にいたからわかるのですが、学校の評価というのは、どなたかにやっていただくときに、評価する方によって 180 度違うわけですよ。つまり、自主性を伸ばそう、子どもが活発にがんがん動いてやろうという、何をやっているかわからないような授業でも、活発なものを「ああ、いいね」と見る学者と、「いや、何をやっているかわからない。あれは。あそこから何が育つんだ。そうじゃないよ。ぴしっと授業を聞いていなきゃだめだよ。先生の話のぴしっと聞いて」と。その両方でできればいいとは思いますが、そこはなかなか難しい。その見方というのは、学者によってすごく違うのですね。最低限、現場の先生方からいえば、学校を評価してもらう人が専門家であってほしい。学長でも何でもいい。授業とか子どものことがよくわかっている人であってほしいという思いはあります。だから、評価するだけではなくて、「ここがこうまずいんだからこうやっていくんだよ」みたいな、そこまでいけたら非常にありがたいという気持ちはあります。だけれども、逆があります。専門家でなければわからないような学校なのか。素人でも、お母さんでも、おばあちゃんでもわかるようであれば困るという見方もあるわけです。そういうことを考えると、評価するというのをだれに頼むか、どういう項目をするか、非常に難しいところがあるのですね。ただ、項目を決めて、数字であらわれればいいというだけではない問題があるのかなというような気がします。これは私が思っていることで、答えを欲しいということではないので、そういつているだけということなので。何かしたほうがいい。

今やっているこの外部評価は、それなりに過渡期だし、もう何年もやったから変えてもいいとは思いますが。私も思うけれども、それなりの評価はあったのだろうと思うのです。今、指導室長が言われたように、前は教職員だけで学校のこういうのをやっていたわけです。学校の先生だけ、身内だけでやるのではなくて、お母さんや地域の人にも聞いたというので外部評価が入ってきたわけです。それが今度は知っている人だけではなくて、もっと違う、専門家か、あるいは学校と関係ない人から聞くというふうに変わったらと言っているわけです。その辺のところは検討が必要なところであるとは思いますが、何がいいかというのは非常に難しいところだなというようなことは思っています。

あともう一つ質問のほうへ入ります。22 番目に新しく設けた項目の 2 学期制のことですが、これは入れた目的といいますか、必要性は何でしょうかというのがあるのです。というのは、中学校でいうと、2 学期制になったので、テストの回数の問題とか、夏休みに面接とか、2 学期制で変わってきた部分がありますね。変わってきた部分を知りたいというのがあるのか、あるいは、小学校だとそれはどういうことになりますかというのが私はわからないところなのですが。

指導室長

申しわけありません。2 ページが中学校の保護者向けのものでございまして、左側が 19 年度までなのですが、中学校におきましてはもう既に入っております。といいますのは、全校で既に 2 学期制を導入し終わっておりますので、19 年度からもう既に 21 番で評価していただいております。小学校におきましては、取り組みがことしから全校でございますので、それで新たに小学校においてはつけ加えさせていただいた。反対にいいますと、幼稚園については、2 学期制という形を銘打っておりませんので、そういう部分はないという形でございます。

飛鳥馬委員

はい。見落としました。

山田委員

先ほど高木委員長もおっしゃって、今、飛鳥馬委員もおっしゃった第三者評価というのはこれからいろいろところで難しい意味を持っているのではないかなと思うのです。いわゆる公的などころに対しての第三者という評価。先ほど飛鳥馬委員がおっしゃった、例えば学校であれば学校の教育活動にいた人たちなのか、全然違う職種なのか、これがいろいろところで議論が出てくるのかなと思うのですね。例えば公益的な活動をやっている団体についても第三者評価がこれから求められてくると思うのですけれども、全く知らない人がどのように見るのかということも必要な場合もありますし、その尺度ですね。先生が先ほどおっしゃったように、全然見方が違ってくると、評価をするといってもなかなか難しい。その辺は今後どのようにしていくのかというのは大きな問題かなと思います。

例えば、公益的なことをやるような企業については公認会計士というある資格を持った人が評価するという、財政的な評価は資格ありきのことがありますけれども、そういったところの基準がないわけですから、そのミニマムスタンダードはどこに尺度を持っていくかというのは、第三者評価ができるにこしたことはないけれども、どのようにやっていくのか、それは難しいのかなという気がしますね。我々教育委員会という組織も、教育に携わっていない方たちも入るということをやっているわけでもありますから、掘り下げていけばそういうことになってくるのかなと。非常に難しい問題があるかなという気がして、どのように進むか、その辺は多分、指導室あたりがこれから大変なことだなと。基準がどこにあるかということが難しいと思います。

高木委員長

大学、短期大学ですと、7 年に一度、外部評価、第三者評価を受けなければならないと法律で決まっています。大学基準協会ですとか、大学評価・学位授与機構とか、短期大学基準協会とか、幾つかの団体がありますが、それは文部科学省の認証を受けた団体でないとかだめという規定があります。

短期大学基準協会の場合は、ピア・レビュー、相互評価というスタンスをとっているもので、ほかの短期大学で直接利害関係がない、幾つかの階層に分かれた評価員と、あと、外

部の大学というか、学校の評価を研究する研究者が今いますので、そういった方や、あるいは四年制大学の人に入ってもらってチームをつくってやりますので。一つは、評価基準でいうと、小・中学校であれば、多分、設置基準ですとか、中野区が掲げている目標に対して客観的にどうだという部分と、各学校の特色の部分は、絶対評価ではなくて、各学校が設定したことができているかどうかの評価になってくると思います。そうでないと、評価する人の主観で、いいとか、まさに飛鳥馬委員がおっしゃったような話になってしまうので。短大の評価でも、評価チームの人が自分の主観で判断したようなものは全部全体会議で消されてしまいますので、そこはうまくシステムをつくらないと、非常に偏った評価になります。ですから、ある程度専門的知識を持った人の評価と、別の形で、学校関係者評価、アンケート評価はいいのですけれども、意見・要望という具体的な形では出てこなくて、あくまで評価、よかった、悪かったという部分しか出てきませんので、ここももうちょっと進化していくような形になるのかなと。そこで、実際は、報告書として出てくるよりも、訪問調査した際に、その担当の理事長や学長と評価員が話す中で、自分たちが気がつかなかったところに気づくというのが一番のポイントですので、やはり訪問調査をするような形になる。ただ、言うのは簡単、やるのは大変ですので、まさにこれから検討していかなくてはいけないと思います。

飛鳥馬委員

今、高木委員長の話聞いていて、要するに、大学・短大と独立行政法人になって経営が変わってきていて、文科省も変わって、要するに「成果を上げなさい。今までのようにやっていけばいいのではないですよ」というのがあっていいのではないですか。だから、「評価を出して成果を上げなさい」と。そういうやり方に対して反対している学者もたくさんいて、「そんなことをやっていたら、ノーベル賞をもらうような研究というのは、何十年後になってから成果が出てきた、認められたみたいな、基礎研究みたいな、ああいう学者はいなくなってしまうのではないか」という話もあつたりするので、研究と教育というのをまた分けなくてはいけないという部分もあるし、いろいろなものがかみ合っているんで、そのところが。大学のほうは、私もマスコミでしかわかりませんが、何か目に見えているところがあると思うのですけれども、小・中学校がそれに当てはまるのかどうかという問題もあるので、それでちょっとその疑問を持っているということなのです。

高木委員長

基本的には、設置認可をした後には、結局、文科省は余り関与しないのです。例えば短大だと、全国500校弱ありますけれども、担当官というのは3人ぐらいしかいないのです。実際は現場を見られないので、それで大学や短期大学の質を維持するために第三者評価を7年に一度やりなさいというのが趣旨ですので、飛鳥馬委員がおっしゃっているようなところは、一部の四年制の国立大学にあるかもしれませんが、それが全体の評価ではないので、それを欧米の大学やそのほかの学校は同じ文脈ですので、基本的な文脈としては、小・

中学校は公立が多いですからちょっと違いますけれども、大きな考え方としては、常に外部の人の意見を入れて改善しなさいというところですので。

山田委員

評価というのは非常に大切だと思うのですが、一番大切なことは、評価を受けて、その次にどのようにステップを踏んでいくかということだと思うので、そこさえ間違わないようにすればいいのではないかと思うのです。次にどのようなジャンプができるかというところに生かせればということで考えなければいけないのかなと思います。

大島委員

ちょっといいですか。

私は、前に保護者としてこういうアンケートを書いたこともありますけれども、評価というのがどれだけ参考になるのかというのは、はっきりいって疑問な点もあるわけなのです。ただし、こういうのを全然やらないで、学校が、中で教職員がどういうことをやっているか、だれも何も評価しなくてわからないということはよくないので、そういう意味では、いろいろな保護者とか評議員の方とか、意見を聞く、評価するというのは、もちろん必要なことだと思うのですが、ただ、主観的な項目が余りに多くて、何とも言えないというのがすごく多いのですね。「思いやりがある心を育てている」とか、「社会のルールを守る態度」とかと。たまたま自分の子がそういう事例に当たって、先生から何か注意されたとか、何か出来事があれば思い当たることというのはあるのですが、そんなに目立った子どもでもないような場合、特に学校とそういうことでかかわることが余りなかったような場合、ふだん、学校がどうなのだろうかというのは保護者としても全然わからないというところがあって、こういうことを大上段に聞かれても全然わからないというのが正直な感想でしたのですね。だから、評価はすごく大事だと思うし、でも、こういうたくさんの保護者とかの声を集めると、一定の意見とか傾向とかが出てくるということもあるかと思えますので、非常に参考にはなるとは思うのですが、その辺のこういうソフト面といますか、主観的評価にかかわる部分というものの扱いとか、それはもう少し検討して、もう少し役立つようなとか、また、答えやすいようなとか、これの結果を役立てられるような、何かもう少し工夫してもらいたいというのが感想で、「じゃあ、どういふふうなのか、ちょっとつくってみろ」と言われても、そうすぐにはつくれないのですが、ちょっとそういう問題意識で工夫していただけたらと思います。

高木委員長

20年度はこれで進めていただいて、21年度以降はちょっとまた検討していただきたいと思えます。

そのほかに報告事項はございますでしょうか。

以上で、本日の日程をすべて終了いたしました。

ここで、傍聴の皆様には12月の教育委員会の開会予定についてお知らせいたします。

来週 12 月 5 日と再来週の 12 月 12 日は、午前 10 時よりいつものとおりこの場所で教育委員会の会議を開会いたします。12 月 19 日は野方小学校訪問と校長先生との意見交換会のため、教育委員会の会議はございません。したがって、12 月の教育委員会の会議は 12 月 5 日と 12 日の 2 回でございます。12 日が年内最後の教育委員会の会議になりますので、よろしく申し上げます。

これをもちまして、教育委員会第 20 回定例会を閉じます。

午前 10 時 59 分閉会